

議案第34号

区議会提出議案に関する意見聴取

(会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例)

上記の議案を提出する。

令和3年9月7日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 渡部 理枝

(提案説明)

「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」につき、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づき区長から意見を求められたので、本案を提出する。

3 世 総 第 3 9 3 号
令和 3 年 8 月 2 7 日

世田谷区教育委員会
教育長 渡部 理枝 様

世田谷区長 保坂 展人

区議会提出議案に関する意見聴取について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)」第29条の規定に基づき、下記のとおり、世田谷区教育委員会の意見を求めます。

記

- 1 案 件 名
会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 2 案 文
別紙のとおり
- 3 提案議会
令和3年第3回世田谷区議会定例会
- 4 回答期限
令和3年9月7日(火)
- 5 担 当
総務部総務課総務係 武井 内線2065

議案第 号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和3年9月15日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 会計年度任用職員の報酬月額の算定方法を変更する必要があるので、本案
を提出する。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年10月世田谷区条例第21号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「1週間当たりの勤務時間を38.75」を「1月当たりの勤務時間を162.75」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は、令和2年4月1日から適用する。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 令和元年10月1日条例第21号</p> <p>改正 令和2年11月30日条例第51号</p> <p>会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 (省略)</p> <p>第5条 月額で報酬を定める会計年度任用職員の勤務1月当たりの報酬額は、基準月額に、当該会計年度任用職員について定められた<u>1月当たりの勤務時間を162.75</u>で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。 (省略)</p> <p><u>附 則</u> この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は、令和2年4月1日から適用する。</p>	<p>会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 令和元年10月1日条例第21号</p> <p>改正 令和2年11月30日条例第51号</p> <p>会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 (省略)</p> <p>第5条 月額で報酬を定める会計年度任用職員の勤務1月当たりの報酬額は、基準月額に、当該会計年度任用職員について定められた<u>1週間当たりの勤務時間を38.75</u>で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。 (省略)</p>